

「『間接侵害』等に関する考え方の整理」 に対する当協会の意見

2012年9月4日

一般社団法人 日本映像ソフト協会

1

一般社団法人 日本映像ソフト協会

1. 本「考え方の整理」についての当協会の意見

- 「112条の対象者が直接侵害者に限定されない」との結論を文化審議会報告書において公表することを要望する。
- 立法措置については慎重な対応を要望する。

【理由】

1. 間接侵害行為に対する差止請求に立法措置が必要か否かについて諸説がある。
2. 判例法理と本「考え方の整理」の3類型との関係が不透明である。
3. 従属説の当否について学説上諸説があり、従属性の程度についても必ずしも明瞭ではない。

2. 立法的措置の必要性について

- 間接侵害は、不法行為となり刑事罰の対象行為も含むのだから、その継続を放置するのは妥当ではない。
- 現行法下でも間接侵害も差止請求の対象となるとの見解がある（作花説）。
- 特許法101条創設後の現行法制定過程で間接侵害の差止の可否は審議された形跡はない。
- 民法にも間接侵害に関する規定はない。
- 「請求の相手方は、みずから物権の妨害状態を生ぜしめた者に限らず、その者の支配に属する事実によって物権の侵害状態を生ぜしめている者をすべて含む」（我妻・講義1124頁）
- 排他的権利である著作権法上の権利の円満な状態が侵害されているとき、それを回復する実効的手段が必要である。

⇒間接侵害も差止対象となりうることを公表した上、具体的判断は司法判断に委ねてはどうか。

3. 判例法理と本「考え方の整理」3類型の関係

- 判例法理と本「考え方の整理」との関係が不透明である。
- 判例法理にとってかわるものだとすれば、差止請求の認められる範囲が不明確となるおそれがある。
- 判例法理と差止請求が認められる範囲は同じならば立法化の必要性に疑問がある。
- 本「考え方の整理」の3類型自体裁判例の積み重ねによらなければ内容が明確にならないのではないか。

⇒立法化の影響が不透明。

4. 従属説について

従属説を採るかどうかについて慎重な検討が必要である。

- 従属性については諸説あるので一定の方向性を出すのは慎重なほうがよいのではないか。
- 権利制限規定の妥当性の検討が不可欠ではないか。

⇒従属説に基づくとするのではなく、従属性については司法判断に委ねてはどうか。

5. リーチサイト等に対する差止請求について

- リーチサイトについては「一連の侵害コンテンツ拡散スキームの中心的役割をリーチサイトが担っている」と評されており^(*)、その対策は喫緊の課題である。

(*)「平成23年度知的財産侵害対策強化事業（リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査）報告書」175頁

- リーチサイト・ストレージサイトにおける著作権侵害が本「考え方の整理」の3類型に含まれるのか不明である。
- 本「考え方の整理」3類型の立法化により、その反対解釈としてリーチサイト・ストレージサイトへの差止請求が否定される懸念がある。

⇒上記実態調査報告書の成果を踏まえた更なる検討とその検討結果を法制問題小委員会報告書に反映していただくことを要望する。

6. リーチサイトの特徴

- 検索型リーチサイト
 - 複数の動画投稿サイトを横断して表示
 - サムネイル画面の表示
 - 複数言語への対応
- まとめ型リーチサイト
 - インデックスやランキングの表示
 - 検索機能
 - サムネイル画像やパッケージ商品画像の掲載
 - 検索できないアップローダー上の侵害コンテンツへのリンク
 - 利用者を巻き込んだリンクを維持する仕組み
 - リーチサイトからリンクが貼られている動画の平均視聴数は約62倍

・ 前掲実態調査報告書142頁等参照